

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長から排水設備の新設等の設計及び工事の施工を行うことができる者として指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、その者が行う工事

第7条第1号中「第18条第3項の規定により登録を受けた」を「第17条第1項の規定により選任した」に、「のうちから1人以上選任すること。」を「を1人以上置くこと。」に改め、同条第4号中「アからカ」を「アからオ」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同号カ中「アからオ」を「アからエ」に改め、同号カを同号オとする。

第17条を次のように改める。

（責任技術者の資格及び欠格条項等）

第17条 責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者から選任するものとする。

(1) 神奈川県下水道協会（次号において「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格した者

(2) 協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための更新講習の課程を修了した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者として選任することができない。

(1) 第7条第4号アに掲げる者

(2) 心身の故障により責任技術者の職務を適切に行うことができない者

3 責任技術者は、排水設備の新設等の設計及び工事の施行に関する一切の事項を担当するものとし、排水設備の新設等の工事の検査を行う場合において、市長から立会いを求められたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第18条から第24条までを次のように改める。

第18条から第24条まで 削除

第59条中第4号から第6号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の藤沢市下水道条例（以下「旧条例」という。）第7条第4号ウに該当する者については、同号の規定は、なおその効力を有する。

(登録等の失効)

3 旧条例第18条第3項の規定による責任技術者の登録及び第19条第1項の規定により交付した藤沢市排水設備工事責任技術者証は、この条例の施行の日その効力を失う。

提案理由

この条例を提出したのは、排水設備の新設等に係る責任技術者の登録制度を廃止する等のため、所要の改正をする必要による。